

## 1 検討事項

### (1) 「(仮称)安全安心条例」以外の条例等に規定されている項目の取り扱いについて

協議会案 「条例の目的」において、区民の安全安心に係る事項について、他に規定されているものを除いて、この条例で規定する旨の表現をする。

考え方 生活の安全に関する事項について他の条例に既に規定されているものは、今回この条例からは除外している。しかしこの条例に規定されているもののみが生活の安全に関する事項ととられる可能性があるため、「他に規定されているものを除いて」という一文を「条例の目的」に加えるものとする。

### (2) 資源持ち去り行為の規制について

協議会案 資源持ち去り行為の規制についてこの条例では規定しない。

考え方 資源持ち去り行為は防犯防火に関係するとは考えにくい部分もあり、またすでに当該事項について清掃主管組織で検討している経緯もあるので、この条例の規定からは除外するものとする。

### (3) 共同住宅等建設時の警察署との協議規定について

協議会案 対象施設を「不特定多数の者が利用する施設」とするとともに、所轄警察署への助言を求める行為を当該建物所有者または建築主の行う行為と規定する。

考え方 警察署への助言を求める行為について、区が建築確認申請時に建築主に求める規定とした場合、民間による建築確認も認められていることから実効性に乏しい。また対象となる建築物の範囲の詳細の設定が他区の事例でもまちまちであり防犯上困難であると考えため、警察署へ当該建物の防犯上の助言を求める行為を所有者または建築主が必要に応じて行う規定とする。

### (4) 住宅への火災警報器の設置規定について

協議会案 住宅への火災警報器の設置について、当該住宅の設置者・管理者の努力規定として規定するとともに、必要に応じて消防署の助言を受ける旨の規定を加える。

考え方 住宅への火災警報器の設置について義務規定とすることは困難であり、実効性にも乏しいため、条例では設置者・管理者への努力規定にとどめ、区は火災警報器の「あっせん」制度などの施策を検討するものとする。併せて火災警報器設置について、消防署の助言を必要に応じて求める規定を設ける。

### (5) 「防犯カメラ設置指針」の取り扱いについて

協議会案 対象となる防犯カメラを「不特定多数の者が出入りする地点に設置する防犯カメラ」とするとともに、当該カメラの設置者に対して、区が定める「防犯カメラ設置指針」の遵守を求める規定を加える。

考え方 広く区民・事業者・関係団体が「防犯カメラ設置指針」を遵守すべき防犯カメラの範囲として、「不特定多数の者が出入りする地点に設置する防犯カメラ」とする旨、「防犯カメラ設置指針検討委員会」において了解が得られたため、その旨の規定を条例に規定するものとする。

(6) 空き家への対応について

協議会案 防犯防火上問題がある場合に区が指導するものに、空き家のほかに空き地を加える。

考え方 防犯防火上問題があり、その管理者が不在などの理由のため、区として何らかの対応をする必要があるものとして、空き家のほか空き地も考えられるため。

(7) 子どもの安全確保に係る各種規定について

協議会案 「緊急避難所」については、区が子どもの安全確保のために積極的に支援すべき事項として規定する。「非行防止」「薬物乱用防止」については「安全教育」の内容について例示列挙する方式で規定する。

なお「児童虐待防止」については、主管組織において個別条例制定の考えがあるため、この条例からは除外する。

考え方 上記の各項目は、すでに各主管組織において具体的活動を実施している事業であり、個別条文において規定することには困難なものがある。そこで上記のような方法にてこの条例に掲載するものとする。

(8) 区職員による率先活動について

協議会案 区職員が安全安心まちづくりに関する活動を他の区民と模範となるべく率先して実施する、という規定はこの条例では規定しない。

考え方 区職員による率先活動は条例で改めて規定するまでもなく、いわば当然行うべき事項であるという考え方があり、当該規定を盛り込むとした場合、他の区の条例すべてに規定が必要ということにもなる。また当該事項は区職員の服務に関する事項とも考えられるため、この条例の規定からは除外するものとする。

(9) 地域防犯防火組織の設置について

協議会案 「区の責務」の項目のなかで、関係行政機関・関係団体等との連絡調整を緊密に行い、地域の実情に即した密接に連携を図る旨規定する。

考え方 地域防犯防火組織については、地域の実情に応じた対応が必要であるとする。そこでこの項目については、個別条文により一律に「設置する」という規定とするのではなく、区が地域の状況に応じた対応をするという規定により表現するものとする。

2 「(仮称)安全安心条例」協議会案

別紙のとおり

(仮称)練馬区安全・安心条例の主な項目と考え方

1 条例の目的

- ・ 練馬区で生活するすべての人々の、生活の安全に関する意識の向上および主体的な行動と協働の推進を図り、安心して暮らせる地域社会を実現する。
- ・ そのための区の役割を明確にする。

【考え方】

安全に安心して暮らせる地域社会の実現は、練馬区で生活するすべての人々にとって共通の願いであり、生活の基盤です。

しかし、犯罪の増加や凶悪化は練馬区でも例外ではなく、空き巣やひったくりなど、生活の安全を脅かす事件が多発しているのが現状です。

このような状況に対処し、安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、練馬区で生活する皆さん一人ひとりが、日頃から防犯・防火をはじめとする生活の安全に関する意識を持ち、それぞれの地域の実情にあった自主的な活動を行うことが不可欠です。このことにより、すべての方々が一体となって自分たちのまちを守っていくことが大切であり、これをこの条例の目標とします。

なお、生活の安全に係る事項は、この条例に掲げられたものだけではなく、また他の区条例に規定があるものもあります。これら全ての事項について、区は積極的に取り組んでいきます。

2 責務

(1)区の責務

- ・ 区は、生活の安全に関する意識の啓発、区民等による自主的な活動支援、環境整備、情報の収集や区民等への提供等の施策を総合的に実施する。
- ・ 区は、関係行政機関や関係団体等との連絡調整を緊密に行い、地域の実情に即した密接な連携を図る。

(2)区民等の責務

- ・ 区民等は、生活の安全に関する意識を高め、自らの安全を確保する。また、生活の安全に関する活動を推進するとともに、地域で行う活動に協力するよう努める。

(3)事業者の責務

- ・ 事業者は、区民等の生活の安全に関する理解を深め、事業活動等に当たって必要な措置を講じるように努める。

#### (4)関係行政機関の責務

- ・ 警察署や消防署等の関係行政機関は、生活の安全に関して必要な情報を、区民等へ提供するよう努める。

#### (5)土地建物管理者の責務

- ・ 土地建物管理者は、その土地や建物に係る安全な環境を確保するよう努める。

#### 【考え方】

安全で安心なまちとするには、練馬区で生活する人々それぞれが生活の安全に関して意識を高め、それを認識することが必要です。また、区民や事業者、警察署や消防署等の関係行政機関、町会・自治会・商店会等の関係団体、土地建物管理者、区等がお互いに情報交換をしながら、密接な連携のもとでそれぞれの活動を継続して行うことが大切だと考えています。

そこで区では、区民等の自主的な活動を支援するため、地域の実情に即した施策を総合的に実施します。

### 3 防犯・防火設備の整備

- ・ 区は、生活の安全に係る環境の整備や、防犯・防火に係る設備の整備を促進するよう努める。
- ・ 共同住宅等の不特定多数の者が利用する施設の所有者や建築主は、防犯に係る設備を整備するよう努め、必要に応じて警察署の助言を求める。
- ・ 住宅の所有者や管理者は、住宅用火災警報器等の防火に係る設備を整備するよう努め、必要に応じて消防署の助言を求める。
- ・ 道路や公園等の不特定多数が出入りする地点に防犯カメラを設置しようとする者は、区が別に定める指針の内容に沿うよう努める。

#### 【考え方】

それぞれの建物の特性に合った防犯・防火設備を取り入れることは、犯罪や火災を未然に防止し、被害を最小限に食い止めるための有効な手段です。こうした建物には、防犯・防火設備を積極的に整備していただきたいと考えています。そのため、区では、必要な環境の整備や防犯・防火設備の整備の促進に努めます。

また、公共の場所に防犯カメラを設置する場合、その場所を利用している方々のプライバシーを侵害しないよう配慮する必要があります。現在、区では、専門家による検討委員会により、防犯カメラの設置や運用に関する指針づくりを行っているところです。防犯カメラの設置・運用にあたっては、この指針の内容に沿うよう努めていただきたいと思います。

#### 4 空き家・空き地の管理

- ・ 区長は、空き家・空き地の管理状態が、防犯・防火上支障があると認められた場合には、必要な改善を行うよう働きかけを行う。

##### 【考え方】

空き家や空き地の不適正な管理は、ごみの不法投棄を誘発したり、犯罪や火災の発生にもつながります。これらを未然に防ぐためには、空き家や空き地の所有者・管理者が自らの責任において、適正に管理することが不可欠です。この条例では、防犯・防火上支障がある場合には、空き家や空き地の所有者・管理者に対し、必要な改善を行うよう働きかけを行うことを考えています。

#### 5 学校等における児童等の安全確保や安全教育

- ・ 学校等の管理者は、区や関係行政機関、地域住民や保護者等と協力し、学校内部や通学路等の交通安全を含めた安全対策を推進し、児童等の安全を確保するよう努める。また、職員や児童等に対し、防犯・防火、交通安全、非行防止・薬物乱用防止等の安全教育を推進するよう努める。
- ・ 区は、緊急避難所の整備等、地域における児童等の安全対策に関する活動に対し支援を行うとともに、必要な情報提供等に努める。また、安全教育に関する環境を整備するよう努める。

##### 【考え方】

昨今、子どもの安全を取り巻く環境が、一段と厳しさを増しています。このような状況から子どもたちを守るには、学校等の管理者は、関係行政機関、地域住民、保護者などとともに、地域ぐるみで常に子どもたちの安全に目を向け、見守っていくことが必要です。地域で生活するすべての人々が協力して、学校内外の安全に配慮し、子どもたちの安全確保に努めることが求められています。

また、子どもに関わる犯罪を未然に防ぐには、教職員や児童等に対し、防犯・防火、交通安全、非行防止・薬物乱用防止等、様々な観点からの安全教育を推進することも大切です。

また、区では、緊急避難所の整備等、地域での安全対策に関する活動に支援を行ったり、安全教育に関する環境を整備するよう努めます。

#### 6 要援護者への配慮

- ・ 区は、この条例に基づく施策を実施するにあたり、高齢者や障害者等の特に援護を要する人々に対し、特に配慮するよう努める。

### 【考え方】

高齢者や障害者等の方々の中には、日々の生活の安全を確保するために、特に援護を必要としている人がいます。区では、このような方々が安全に安心して暮らしていただけるよう、より配慮した施策の実施に努めます。

## 7 情報の把握と共有

- ・ 区は、関係行政機関と協力し、近隣区市を含めた生活の安全に関する情報を積極的に把握し、区民と共有するよう努める。

### 【考え方】

犯罪や火災は、練馬区内だけで完結するとは限りません。特に区境や都県境の他区市で発生した事件については、後に区内へ波及することとも考えられます。区では、警察署や消防署等の関係行政機関と協力し、近隣の区市も含めた情報を積極的に把握するとともに、区民の皆さんと情報を共有するよう努めます。

## 8 練馬区安全・安心協議会

- ・ 安全・安心まちづくりの推進のための基本的事項や実施計画等について審議するため、区長の附属機関として「練馬区安全・安心協議会」を設置する。

### 【考え方】

安全で安心なまちづくりに関する基本的な事項の立案や計画の策定に際しては、区民や関係行政機関、関係団体等のご意見を十分に聞きながら進めます。そのために、これまでこの条例をはじめ、安全・安心に関わる事業について、ご検討やご意見をいただいていた「練馬区安全・安心協議会」を、区長の附属機関として、この条例で位置づけます。

## 9 安全・安心まちづくりに関する推進地区

- ・ 区は、区民等及び関係団体が、自主的・積極的に安全・安心まちづくりに関する活動を実施している場合には、その届出により、当該地域を安全・安心まちづくりを特に推進する地区として指定できる。また、区は、推進地区における活動に対し、重点的に支援を行う。

### 【考え方】

現在、区内のそれぞれの地域では、多くの区民や関係団体の皆さんが、防犯・防火に関する独自の取り組みを積極的に行っています。区では、こうした活動を実施している地域については、届出に基づき、安全・安心まちづくりを特に推進する地区として指定し、その活動に対して支援を重点的に行うことを考えています。

